

事 務 連 絡  
令和4年12月8日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

## 生徒指導提要の改訂に関するオンライン行政説明について

平素より、文部科学行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記について、12月6日に公表した生徒指導提要（改訂版）について、下記のとおり、オンラインで行政説明を行いますので、参加を希望する方は申請フォームからご登録ください。

記

### 1. 趣旨

生徒指導に関する基本書である「生徒指導提要」を12年ぶりに改訂しました。生徒指導提要改訂版の理解と活用を促すため、改訂の趣旨やポイントについて説明します。

### 2. 開催日程

以下の日程で開催します。

- ① 12月22日（木） 14:00～15:00
- ② 12月23日（金） 14:00～15:00
- ③ 12月26日（月） 14:00～15:00

※いずれの日も説明内容は同じです。

### 3. 開催形式

オンライン（YouTube 配信）で開催します。

※一方方向型の配信のため、質疑応答はできません。あらかじめご了承ください。

#### 4. 参加対象者

以下の学校関係者を想定しています。

【公立学校関係】都道府県・指定都市教育委員会生徒指導担当指導主事及び学校の生徒指導担当者

【私立学校関係】都道府県私立学校主管課の担当者及び学校の生徒指導担当者

【附属学校を置く国立大学関係】附属学校（小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を置く国立大学法人担当課の担当者及び学校の生徒指導担当者

【附属学校を置く公立大学関係】附属学校（小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）を置く公立大学法人担当課の担当者及び学校の生徒指導担当者

【株式会社立学校関係】小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課の担当者及び学校の生徒指導担当者

#### 5. 登録方法

申請フォームから登録をお願いします。登録いただいた連絡先にリンクをお送りします。

●申請フォーム：<https://forms.office.com/r/zEHLNzSaxA>



文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係 電話 03 (5253) 4111 (内線 3298) E-mail s-sidou@mext.go.jp
---